

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表4号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成26年6月3日

大磯町監査委員	仲川元秋
同	竹内恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 26 年 5 月 23 日（金）

3. 監査対象の課等

都市建設部都市計画課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 25 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 26 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

都市計画の策定及び総合調整、まちづくり条例に係る事務、都市公園・運動公園に関する事務、住居表示、都市計画法に基づく同意及び協議、県知事の許可する建築についての経由事務、建築行為等の許可に係る経由事務、等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 25 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。